

障がい者訪問入浴サービス事業運営要綱

(昭和61年6月2日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、家族等の介助だけでは入浴困難な在宅の重度身体障がい者（以下「障がい者」という。）に訪問入浴車を派遣し、定期的に入浴の機会を提供すること（以下「訪問入浴サービス」という。）により、障がい者の衛生及び健康保持を図り、もって障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による事業の対象者は、次に掲げるすべての要件に該当する者とする。

- (1) 板橋区内に住所を有する在宅の重度身体障がい者であること。
- (2) 常時医療的介護を必要としないこと。
- (3) 家庭又は公衆浴場での入浴が困難であること。
- (4) 現に感染のおそれのある伝染性疾患を有しないこと。
- (5) 医師の診断により入浴を禁止されていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定に該当する者が次の各号のいずれかに該当するときは、対象者から除くものとする。

- (1) 65歳以上の者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に掲げる特定疾病を有する40歳以上65歳未満の者（ただし、生活保護受給者を除く。）
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する地域活動支援センター事業による機械入浴の利用者

(入浴サービスの内容等)

第3条 訪問入浴サービスは、給湯装置のある訪問入浴車を派遣し、障がい者の居室に浴槽を搬入した上で、障がい者の家族等と協力し、洗体及び洗髪（以下「洗体等」という。）を行うものとする。ただし、洗体等の実施が困難又は不適当な場合には清拭を行うものとする。

2 訪問入浴サービスを行う者は、原則として医師又は理学療法士等により障がい者に関する基礎知識、入浴介助の方法及び留意事項についての講習を受けた者3名とし、このうち1名は看護師又は保健師の資格を有する者をあてるものとする。

3 訪問入浴サービスは、訪問入浴サービスを業とする者に委託して行うものとする。

(利用回数)

第4条 訪問入浴サービスの利用回数は、年104回以内、週2回以内とする。

(利用の申請)

第5条 訪問入浴サービスを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式に前年（1月から6月までの申請にあっては前々年）の世帯全員の区市町村民税額を証明する書類を添えて、区長に申請しなければならない。ただし、区長が認めたときは、書類の添付を省略することができる。

2 区長は、前項の申請があった場合において必要と判断したときは、申請者に医師の意見書等の提出

を求めることができる。

(利用の承認)

第6条 区長は、前条の規定による申請があった場合においてその利用を承認したときは、別記第2号様式により利用承認書を申請者に交付し、利用を承認しないときは、別記第3号様式によりその旨を申請者に通知する。

(安全の確保)

第7条 区長は、前条の承認を受け訪問入浴サービスを利用する者（以下「利用者」という。）の安全の確保を図るため、訪問入浴サービス実施時に、利用者記録を作成し、利用者の入浴前後の身体状態を把握するものとする。

(利用の取消し)

第8条 区長は、次の各号に該当するときは、別記第4号様式により訪問入浴サービスの利用を取り消すことができる。

- (1) 利用者が第2条第1項各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至ったとき。
- (2) 利用者が第2条第2項各号に掲げる要件のいずれかに該当したとき。
- (3) 利用者が在宅ではなくなったとき。
- (4) 利用者から利用辞退の申出があったとき。
- (5) その他区長が利用を不相当と認めたとき。

(費用負担)

第9条 利用者は、訪問入浴サービスを利用した場合は、一月につき、自己負担額（契約に基づき定める1回当たりのサービス利用料の100分の10（10円未満切り捨て）の額に利用回数に乗じた額）を負担しなければならない。ただし、自己負担額が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条各号に定める負担上限月額を超えるとときは、当該負担上限月額を自己負担額とする。

2 前項の規定を適用する場合の利用者の所得にかかる税額は、1月から6月までの間における利用にあっては前々年の、7月から12月までの間における利用にあっては前年の所得にかかる税額とし、区長が所得状況について必要な調査を行い算出するものとする。

3 区長は、第1項に規定する自己負担額について、別記第5号様式により利用者には通知するものとする。

4 利用者は、修正申告又は申告の更正若しくは税務署の更正等により税額に異動が生じたときは、その旨を速やかに区長に届出なければならない。

5 前項に規定する届出があったとき、又は利用者の税額の異動を把握したときは、区長は新たに自己負担額を算出し、別記第6号様式により通知する。この場合において、当該自己負担額は、当該通知の到着後最初に利用する訪問入浴サービスから適用する。

(委任)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和61年7月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 本要綱施行前の要綱に基づき第5条の利用承認を受けた者にあつては、平成17年4月1日から改正後の要綱第8条の規定を適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成18年6月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和8年4月1日から施行する。

障がい者訪問入浴サービス事業利用申請書

年 月 日

(あて先) 板橋区長

申請者氏名

(利用者との関係)

下記のとおり、障がい者訪問入浴サービス事業を利用したいので、障がい者訪問入浴サービス事業運営要綱第5条1項の規定により申請します。

記

利用者	ふりがな	男	生年月日	年 月 日
	氏名	女		歳
	現住所	電話 ()		
	障がいの種類	1 身体障害者手帳 有・無 2 愛の手帳 有・無 3 その他		
障がい名		程度	級	
			度	
他サービス利用状況	通所施設			
	居宅介護			
	デイサービス			
	短期入所			
	介護保険			
	その他			
緊急連絡先	住所	電話 ()		
	ふりがな			
	氏名			
	利用者との関係			

利用者負担金を算定するため、区が保有する個人情報を利用、または添付書類の提出に同意します。

年 月 日 氏名 印

年 月 日

様

板橋区長

障がい者訪問入浴サービス事業利用承認書

年 月 日付で申請のあった障がい者訪問入浴サービスの利用については、
障がい者訪問入浴サービス事業運営要綱第6条の規定により承認します。

利用者氏名	
利用者住所	
費用負担額 (1回あたり)	
利用開始日	

年 月 日

様

板橋区長

障がい者訪問入浴サービス事業利用不承認通知書

年 月 日付で申請のあった障がい者訪問入浴サービスの利用について、
障がい者訪問入浴サービス事業運営要綱第6条の規定により承認しないことに決定した
ので通知します。

記

氏 名	
住 所	
不承認の理由	

第4号様式(第8条関係)

年 月 日

様

板橋区長

障がい者訪問入浴サービス事業利用取消通知書

障がい者訪問入浴サービス事業運営要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり
利用承認を取り消したので通知します。

記

氏 名	
住 所	
取消しをする理由	

年 月 日

様

板橋区長

障がい者訪問入浴サービス事業費用負担額決定通知書

障がい者訪問入浴サービスの費用負担について、下記のとおり決定しましたので
通知します。

記

利用者氏名	
利用者住所	
費用負担額 (1回あたり)	
適用期間	年 月分 から 年 月分まで

年 月 日

様

板橋区長

障がい者訪問入浴サービス事業費用負担額変更通知書

障がい者訪問入浴サービスの費用負担について、下記のとおり変更しましたので通知します。

記

利用者氏名	
利用者住所	
費用負担額 (1回あたり)	
適用期間	年 月分 から 年 月分まで